

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（初任給及び昇格昇給等の基準）</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2～6〔略〕</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和33年墨田区条例第10号）第7条の規定により、<u>その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u></p> <p>8 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>9〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第6条〔略〕</p> <p>2～6〔略〕</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和33年墨田区条例第10号）第7条の規定により、<u>当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。</u></p> <p>8 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>9〔略〕</p> <p><u>（再任用短時間勤務職員の給料月額）</u></p> <p><u>第6条の3 法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第6条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>（超過勤務手当）</p> <p>第16条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第16条〔略〕</p> <p>2・3〔略〕</p> <p>4 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その</p>

ち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5 〔略〕

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 第15条第1項、第16条第1項、第3項及び第5項並びに前2条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て墨田区規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額(次の各号に掲げる者にあつては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額)とする。

〔略〕

定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(期末手当)

第26条 〔略〕

2 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4・5 〔略〕

(勤勉手当)

第27条 〔略〕

勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5 〔略〕

〔同左〕

第19条 〔同左〕

〔略〕

再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

〔同左〕

第26条 〔略〕

2 〔略〕

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4・5 〔略〕

〔同左〕

第27条 〔略〕

2 〔略〕

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 〔略〕

（特定職員についての適用除外）

第27条の4 〔略〕

2 第10条の2から第12条まで、第12条の3、第14条の2及び第27条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

3 〔略〕

付 則

1～5 〔略〕

6 平成18年3月31日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年4月1日以降行政職給料表（二）の適用を受けることとなる定年前再任用短時間勤務職員のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、第6条第8項の規定により算出した額に1万2,000円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。

7 〔略〕

8 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第10項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

― 臨時的に任用される職員その他の法律

2 〔略〕

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 〔略〕

〔同左〕

第27条の4 〔略〕

2 第10条の2から第12条まで、第12条の3、第14条の2及び第27条の2の規定は、再任用職員には、適用しない。

3 〔略〕

付 則

1～5 〔略〕

6 平成18年3月31日において都調整額の支給を受けていた職員で、同年4月1日以降行政職給料表（二）の適用を受けることとなる再任用職員のうち、人事委員会が定めるものの給料月額は、当分の間、同表の額に1万2,000円を上限として人事委員会が定める額を加算した額とする。

7 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

により任期を定めて任用される職員及び
常時勤務を要しない職員

医療職給料表（一）の適用を受ける職
員

法第28条の5第1項又は第2項の規
定により法第28条の2第1項に規定す
る異動期間（法第28条の5第1項又は
第2項の規定により延長された期間を含
む。）を延長された法第28条の2第1
項に規定する管理監督職を占める職員

法第28条の7第1項又は第2項の規
定により勤務している職員（法第28条
の6第1項に規定する定年退職日におい
て前項の規定が適用されていた職員を除
く。）

10 法第28条の2第4項に規定する他の
職への降任等をされた職員であって、当該
他の職への降任等をされた日（以下この項
及び付則第12項において「異動日」とい
う。）の前日から引き続き同一の給料表の
適用を受ける職員のうち、特定日に付則第
8項の規定によりその者の受ける給料月額
（以下この項において「特定日給料月額」
という。）が異動日の前日にその者が受け
ていた給料月額に100分の70を乗じて
得た額（その額に、50円未満の端数があ
る場合はこれを切り捨て、50円以上10
0円未満の端数がある場合はこれを100
円に切り上げるものとする。以下この項に
おいて「基礎給料月額」という。）に達し
ないこととなる職員（人事委員会が定める
職員を除く。）の給料月額は、当分の間、
特定日以後、付則第8項の規定によりその
者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定
日給料月額との差額に相当する額を加算し
た額とする。

〔新設〕

11 前項の規定により算出した差額に相当
する額を加算した給料月額がその者の属す
る職務の級における最高の号給の給料月額
を超える場合における同項の規定の適用に
ついては、同項中「基礎給料月額と特定日
給料月額」とあるのは、「その者の属する
職務の級における最高の号給の給料月額と

〔新設〕

同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

1 2 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、付則第8項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

〔新設〕

1 3 付則第10項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の付則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

〔新設〕

1 4 当分の間、付則第8項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）付則第8項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第8項の規定による降給は、この限りでない」とする。

〔新設〕

1 5 付則第8項から前項までに定めるもの

〔新設〕

のほか、付則第8項及び第10項の規定による給料月額その他付則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1
行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		〔略〕					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		197,	231,	269,	287,	311,	378,
		300	800	600	400	600	600

備考〔略〕

別表第2
行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		〔略〕			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		212,000	223,200	244,000	274,700

備考〔略〕

別表第3
医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号給	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		〔略〕		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		294,500	355,300	416,100

備考〔略〕

別表第1
行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		〔略〕					
再任用職員		197,	231,	269,	287,	311,	378,
		300	800	600	400	600	600

備考〔略〕

別表第2
行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		〔略〕			
再任用職員		212,000	223,200	244,000	274,700

備考〔略〕

別表第3
医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号給	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		〔略〕		
再任用職員		294,500	355,300	416,100

備考〔略〕

別表第 4

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	〔略〕					
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		199,8 0.0	233,6 0.0	269,4 0.0	287,0 0.0	311,6 0.0

備考〔略〕

別表第 5

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	〔略〕					
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		204,0 0.0	234,8 0.0	269,4 0.0	287,0 0.0	311,6 0.0

備考〔略〕

別表第 4

医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員	〔略〕					
再任用職員		199,8 0.0	233,6 0.0	269,4 0.0	287,0 0.0	311,6 0.0

備考〔略〕

別表第 5

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員	〔略〕					
再任用職員		204,0 0.0	234,8 0.0	269,4 0.0	287,0 0.0	311,6 0.0

備考〔略〕

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第11項及び第12項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された

職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第5条第1項に規定する給料表（以下「給料表」という。）の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（改正後の条例付則第6項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 5 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）（改正後の条例付則第6項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額）とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第16条第4項及び第19条第2号の規定を適用する。
- 7 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第26条第3項の規定を適用する。
- 8 改正後の条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公

務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

- 9 職員の給与に関する条例第10条の2から第12条まで、第12条の3、第14条の2及び第27条の2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（委任）

- 10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「のうち施行日以降にその者の受ける」を「のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた」に改め、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他」を削り、「には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が2級又は7級である再任用職員であって、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）には、平成31年3月31日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する」を「の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第6項中「前項に規定する」を削り、「について、同項」を「であって、前項」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該特定職員に」を「特定職員の給料月額」に、「同項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第7項中「について」を「であって」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該職員に」を「職員の給料月額」に、「前2項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者

の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

付則第8項中「再任用職員に」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に」に、「施行日以降にその者の受ける」を「、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた」に、「再任用職員の欄」を「再任用職員の項」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受け」に、「ときは、当該同一給料表適用特定職員には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を給料として支給する」を「職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

- 12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年墨田区条例第31号）の一部を次のように改正する。

付則第4項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。

- 13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）及び令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）」に、「再任用職員の項に掲げる給料月額」を「定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額」に改め、「加算した額」の次に「（暫定再任用短時間勤務職員にあっては、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年墨田区条例第4号）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合

は、これを切り捨てる。)) (改正後の条例付則第 6 項の規定の適用がある場合には、同項の人事委員会が定める額を加算した額) 」を加える。

付則中第 1 6 項を第 1 7 項とし、第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 1 4 項を第 1 5 項とする。

付則第 1 3 項中「付則第 1 0 項」を「付則第 1 1 項」に改め、同項を付則第 1 4 項とする。

付則中第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 9 項から第 1 1 項までを 1 項ずつ繰り下げ、付則第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。